

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価のための建材等 CO2 排出量データ整備に係る当面の方針(素案)
(略称：建材等 CO2 排出量データ整備方針(素案))

<目次>

1. 背景・目的等

1. 1 背景

1. 1. 1 データ整備の必要性

1. 1. 2 現状と課題

1. 2 本方針の目的と位置づけ

1. 3 本方針の構成

2. データ整備にあたり考慮すべき事項

2. 1 データ整備にあたり考慮すべき事項

2. 2 事項別の方針

3. 当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応

3. 1 当面のデータ整備の基本的な方針

3. 2 将来の対応

4. 建材製造等事業者が整備する建材等 CO2 排出量データの方針

4. 1 建材等 CO2 排出量データの方針

4. 1. 1 建材等 CO2 排出量データの構成

4. 1. 2 製品データに係る方針

4. 1. 2. 1 (ア) 個社製品データ

4. 1. 2. 2 (イ) 業界代表データ

4. 1. 2. 3 製品別算定ルールへの準拠

4. 2 製品別算定ルールの方針

4. 2. 1 製品別算定ルールの構成

4. 2. 2 PCR 以外の製品別算定ルールに係る方針

4. 2. 2. 1 既存の規格への準拠

4. 2. 2. 2 整備の主体

4. 2. 2. 3 製品別算定ルールの有効期限と更新

4. 2. 3 製品別算定ルールの作成手順

5. 国が定める建材等 CO2 排出量データ(デフォルト値)の整備方針

1. 背景・目的等

1. 1 背景

1. 1. 1 データ整備の必要性

- ・ 建築物のライフサイクルカーボン¹を削減するためには、建築物のライフサイクルアセスメント（建築物のライフサイクル全体における CO₂ を含む環境負荷を算定・評価すること。以下「建築物 LCA²」という。）を通じて、建築主、設計者や施工者などの建築物の生産に直接関わる主体（以下「建築生産者」という。）がライフサイクルカーボンを把握し、それぞれが脱炭素化の取組を進めることが必要である。
- ・ また、建築物のライフサイクルカーボンの削減は、建材・設備、それらの素材や原材料の製造等における脱炭素化の取組や解体段階における建材等のリサイクルなどの取組が反映された結果でもある。こうした建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体（以下「建材製造等事業者」という。）の脱炭素化の取組が可視化され、市場で適切に評価されることで、カーボンニュートラル実現の大きな推進力となるよう、建築物 LCA を活用していくことが必要である。
- ・ 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想（2025 年 4 月 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定）では、目指すべき社会像として、建材・設備製造事業者は GX の推進や省エネルギー・非化石エネルギー転換に取り組むことによる脱炭素化に取り組んだ建材・設備の開発・製造を進めるとともに、建築生産者による選択が可能となるよう、それらの製造に当たっての CO₂ 排出量等を原単位として整備し公開することとされた。なお、脱炭素化に取り組んだ建材・設備が建築生産者による適切な選択が可能となるためには、GX 価値を有する建材・設備が適切に評価されることが重要である。
- ・ また、同基本構想において「2028 年度を目途に建築物 LCA の実施を促す制度の開始を目指す」こととされ、建材等の CO₂ 排出量等の原単位整備について、早急な対応が求められているところである。

1. 1. 2 現状と課題

- ・ 現在のところ、全ての建材・設備を網羅し、建築物 LCA に活用できる原単位としては、日本建築学会が産業連関分析法（統計ベース）で構築した LCA データベースの原単位が存在しているが、建材・設備製造事業者が個々に取り組んでいる GX の推進、省エネルギー・非化石エネルギー転換等の取組が把握できず評価ができない、原単位の詳細度が不足している等の課題がある。今後は、カーボンフットプリント（以下「CFP³」という。）や EPD⁴といったいわゆる積上法による原単位の整備を推進していくこととしているが、現状整備されているものは限定的である。

1. 2 本方針の目的と位置づけ

- ・ 本方針は、2028 年度における建築物 LCA の実施を促す制度の開始を目据え、建築物で使用される建材・設備の CO₂ 等の排出量の原単位（以下「建材等 CO₂ 排出量データ」という。）の整備に係る

¹ 建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた CO₂ 排出量（CO₂ 換算した CO₂ 以外の温室効果ガス（GHG）の排出量を含む。）

² Life Cycle Assessment の略

³ Carbon Footprint of Product の略

⁴ Environmental Product Declaration の略。

当面の方針を示すことにより、建材製造等事業者による建材等 CO2 排出量データの整備促進を図ることを目的とする。

- ・ 本方針の主たる読み手として、建材等 CO2 排出量データを整備する建材製造等事業者を想定する。
- ・ これに加えて、建築物 LCA の実施において建材等 CO2 排出量データを活用する建築生産者を想定する。
- ・ 本方針は、建材等 CO2 排出量データの整備に係る国としての当面の方針を示すものであるが、建築物 LCA の実施を促す制度が構築された際は、当該制度に必要な建材等 CO2 排出量データの整備に係るガイドラインとして位置付けることも視野に入れる。

1. 3 本方針の構成

- ・ 本方針は、まず 2 章で、建材等 CO2 排出量データの整備にあたり考慮すべき事項について示す。次に、3 章で積上法によるデータ及び産業連関分析法による統計値ベースのデータ等に係る国の当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応について示す。4 章では、建材製造事業者が整備する建材等 CO2 排出量データ及び算定ルールに係る方針について示し、最後に、第 5 章において国が定める建材等 CO2 排出量データの整備方針について示す。

(参考 1 建材等 CO2 排出量データの作成手法)

積上法

- ・ 積上法による建材等 CO2 排出量データは、製造工程を中心に建材等製造事業者自らがデータを集めて積み上げて計算するものであり、建材等製造事業者の排出削減努力がデータに反映しやすいという特徴をもつ。

産業連関分析法

- ・ 統計値から求める産業連関分析法は、日本全体の環境負荷を各産業、製品に割り振る形式であり、建材等の製造工程以外の CO2 排出量のデータも含む。統計値から作成されるため、全建材・設備を網羅でき、かつ公平で建材ごとのばらつきの少ないデータとなる。ただし、製品ごとの値が代表値となるため、個別の製品の努力を反映しにくいという特徴がある。

(参考 2 建材等 CO2 排出量データの種類)

<積上法による CO2 排出量データ>

CFP

- ・ 製品単位で、その製品のライフサイクルの各段階における GHG 排出量を CO2 排出量に換算したものの総量を算定したものである。関連する国際規格として、ISO 14067:2018 や GHG Protocol Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard (GHG Protocol product standard) がある。
- ・ 2023 年に経済産業省、環境省より発行された「カーボンフットプリント ガイドライン」(以下「CFP ガイドライン」という。)では、CFP に取り組む事業者に対して、ISO 14067:2018 及び GHG Protocol product standard に整合しつつ用途に応じた CFP の算定等に取り組むための要求事項と、考え方及び実施方法を解説している。

EPD

- ・ 製品単位で、その製品のライフサイクルの各段階における GHG 排出量のほかに、資源使用量や有害

物質の放出量を含めた環境関連情報⁵を算定し、公表するものである。

- ・ 関連する国際規格として、ISO 14025:2006 のほかに、建材に特化した ISO 21930:2017 がある。

<関連する国際規格>

ISO 14067:2018、温室効果ガス-製品のカーボンフットプリント-定量化のための要求事項及び指針
Greenhouse gases -- Carbon footprint of products -- Requirements and guidelines for quantification

- ・ GHG Protocol Product standard を規格化するべく策定された。「製品のカーボンフットプリント-算定及びコミュニケーションのための要求事項及び指針」として、2013年に発行され、2018年に改訂が成されて「温室効果ガス-製品のカーボンフットプリント-算定のための要求事項及び指針として」として発行された。LCAに関する国際規格（ISO 14040:2006及びISO 14044:2006）に基づいて製品のCFPの定量化と報告に関する原則、要件、及びガイドラインを指定している⁶。

ISO 14025:2006、環境ラベル及び宣言-タイプIII 環境宣言-原則及び手順
Environmental labels and declarations -- Type III environmental declarations -- Principles and procedures

- ・ 環境製品宣言(EPD)を作成するための原則、仕様、および要件を示す。

ISO 21930: 2017、建築および土木工事における持続可能性-建設製品およびサービスの環境製品宣言に関する中核ルール

Sustainability in buildings and civil engineering works - Core rules for environmental product declarations of construction products and services

- ・ あらゆる種類の建設工事で使用される建設製品およびサービス、建設要素、および統合技術システムの環境製品宣言(EPD)を作成するための原則、仕様、および要件を示す。
- ・ ISO 14000シリーズが「ゆりかごから墓場まで(Cradle to grave)」の製品の一生を対象とするのに対して、ISO 21930は「ゆりかごから工場出荷時まで(Cradle to gate)」を必須とし、各種材料・建材・設備の特性に合わせて評価範囲を設定していることや、モジュール分割の細分化(A1-A5、B1-B7、C1-C4、D)をしていることが特徴である。
- ・ 関連する国際規格としてEN 15804+A2がある。

<積上法によるデータに係るデータベース>

AIST-IDEA

- ・ 産業技術総合研究所が作成主体のデータベース

<産業連関分析によるデータとデータベース>

AIJ-LCA

- ・ 日本建築学会が作成主体のデータベース

3EID

⁵ 例えば、ISO 14025:2008 翻訳 JIS である JIS Q 14025:2008 では、次の指標を挙げている。エネルギー、水及び再生可能資源を含む資源の消費、大気圏、水圏及び土壌への排出物、気候変動、成層圏オゾン層の破壊、土壌及び水資源の酸性化、富栄養化、光化学オキシダントの生成、化石エネルギー資源の枯渇、鉱物資源の枯渇、発生する廃棄物（有害及び非有害廃棄物）

⁶ カーボンフットプリント レポート（サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会、2023年3月）より抜粋

- ・ 国立環境研究所が作成主体のデータベース

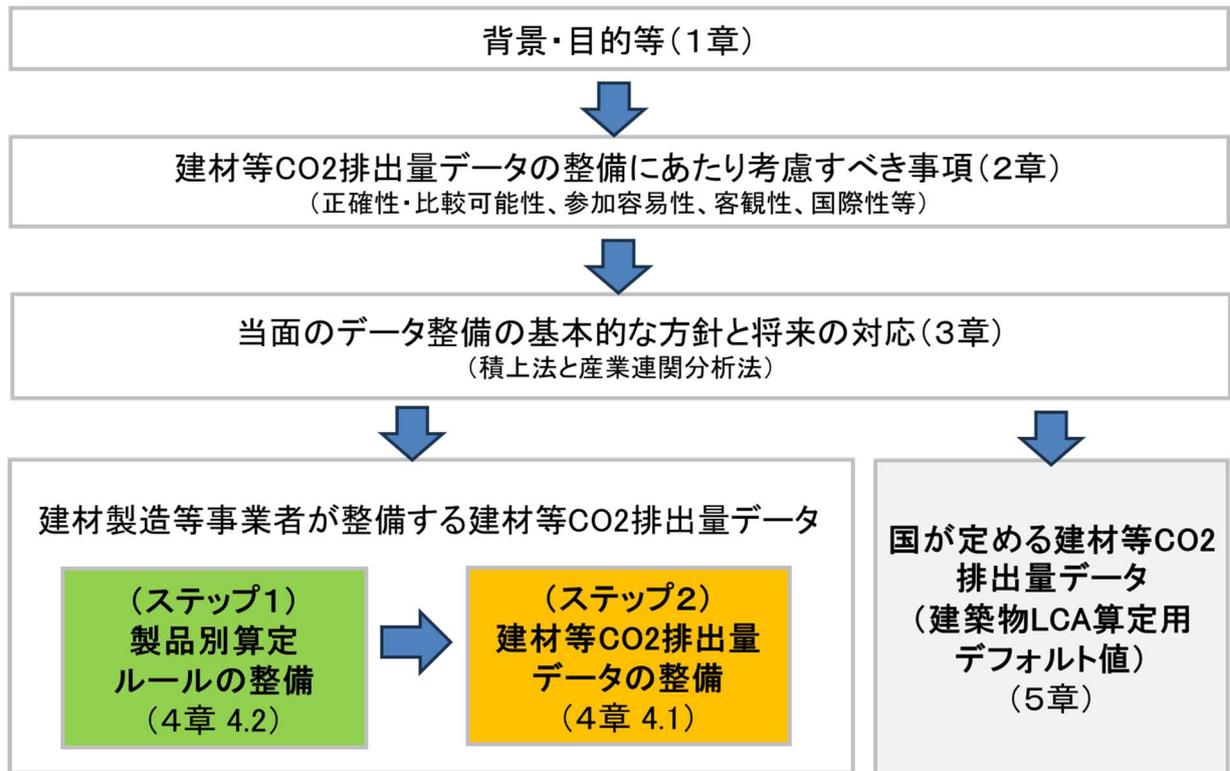


図1 本方針の構成

表1 本方針における建材等 CO2 排出量データと製品別算定ルールの一覧

作成手法	構成	製品別算定ルール			建材等 CO2 排出量データ		
		ルール種別	作成主体	既存の規格への準拠の確認	種類	作成主体	製品別算定ルールへの準拠の確認
積上法 (EPD/CFP)	製品データ (個社・業界)	PCR	個社／業界団体	外部レビュー	EPD（個社製品データ／業界代表データ） CFP（個社製品データ／業界代表データ）	個社／業界団体	第三者検証（EPD・CFP） ／自己宣言（CFP）
		PCR 以外の製品別算定ルール					CFP ガイドラインに準拠 ISO 21930 の要件に準拠
			CFP ガイドラインに準拠 ISO 21930 の要件に準拠しない	業界団体	外部レビュー ／自己宣言		
		CFP ガイドラインに準拠しない					
産業関連分析法 (統計値)	デフォルト値 (国)	業界代表データに基づく建築物 LCA 算定用デフォルト値					
		産業関連分析法に基づく建築物 LCA 算定用デフォルト値					

2. データ整備にあたり考慮すべき事項

2. 1 データ整備にあたり考慮すべき事項

- ・ 建材等 CO2 排出量データ（および製品別算定ルール）の整備にあたっては、建材等 CO2 排出量データを利用する側（建築生産者）の使いやすさとともに、建材等 CO2 排出量データを整備する側（建材製造等事業者）の取り組みやすさについて考慮することが重要である。
- ・ 建材等 CO2 排出量データは、2. 2に記載する①正確性・比較可能性、②参加容易性、③客観性、④国際性、⑤発展性・拡張性を考慮して整備する必要がある。
- ・ 将来的には、③客観性（第三者検証を受ける）、④国際性（ISO 準拠等の国際標準への対応）を重視して建材等 CO2 排出量データを整備することとなる。
- ・ 制度開始後の当面の間の過渡期の措置として、既存のデータ（産業連関分析法（統計ベース）によるデータ等）を活用するとともに、特に②参加容易性を重視し、簡易な方法による建材等 CO2 排出量データ（第三者検証なし、自己宣言（以下、「自己宣言」という。））の整備も可能とする。

2. 2 事項別の方針

①正確性・比較可能性

- ・ 製品別算定ルールの整備にあたっては、建材等 CO2 排出量データが、同一の製品カテゴリー（同一の算定ルールを適用する製品群の範囲をいう。以下同じ。）内での比較可能性を有すように、可能な範囲で公平かつ一定程度の正確性を担保し得るようにすることが望ましい。
- ・ 建材等 CO2 排出量データの整備にあたっては、個社製品の一次データを活用することが望ましい。

②参加容易性

- ・ 製品別算定ルールの整備にあたっては、市場に流通する建材、設備の多くを含む建材等 CO2 排出量データ整備を目指し、中小の素材・建材等製造事業者でも対応可能にすることが望ましい。特に、建材等 CO2 排出量データ整備の費用（建材製造等事業者の立場で社内・社外、特に社外の費用）や作業の負担に配慮することが望ましい。

③客観性

- ・ 建材等 CO2 排出量データおよび製品別算定ルールの整備にあたっては、第三者検証⁷／外部レビュー⁸を受けたものとするのが望ましい。

④国際性

- ・ 建材等 CO2 排出量データおよび製品別算定ルールの整備にあたっては、国際標準規格である ISO に準拠したものとすることが望ましい。

⑤発展性・拡張性

- ・ 製品別算定ルールの整備にあたっては、低環境負荷建材等⁹が選ばれやすい環境を目指し、低環境負荷建材等の開発及び当該建材等の建材等 CO2 排出量データ整備のインセンティブが働くものとするのが望ましい。

⁷本方針では、建材等 CO2 排出量データの算定が当該製品別算定ルールに従って適切に実施されたか否かについて第三者の検証を受けることを指す。なお、CFP ガイドラインの p.66-72 にかけて、①検証の要否及び主体、②検証者の適格性、③検証実施上の留意事項について記載がある。

⁸本方針では、製品別算定ルールが既存の規格等に準拠していることについて第三者の外部レビューを受けることを指す。なお、CFP ガイドラインの p.22（② 製品別算定ルールの作成（2 / 3））の注釈に、「当該ルールを用いて算定した CFP が新聞紙上等で他に他社製品と比較して公表される場合や公共調達で利用されることが想定される場合には、レビューを受けることが必要。」と記載がある。本方針において CFP ガイドラインに準拠する製品別算定ルールを整備する場合は外部レビューを受けることが必須となる。

⁹低炭素化への移行に資するものを含む。

3. 当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応

3. 1 当面のデータ整備の基本的な方針

- ・ 2028 年度の建築物 LCA 制度の開始を目指すとともに、黎明期における建築物 LCA の普及を図る観点から、当面は 2. 1 で述べた参加容易性を重視したデータ整備を進める。
- ・ 当面は、建築物 LCA に使用する建材等 CO2 排出量データとして、積上法により、建材製造等事業者が個社やその業界団体等として整備する CFP（自己宣言）、CFP（第三者検証あり）及び EPD を併用することとする。
- ・ 積上法による建材等 CO2 排出量データが整備されていない場合は、産業連関分析法等による建材等 CO2 排出量データを使用することとする。
- ・ 建材製造等事業者が作成する原単位が整備されていない場合は、4. 1. 1 における（B）デフォルト値を使用することとする。

3. 2 将来の対応

- ・ 将来的に、建材等 CO2 排出量データとして CFP（自己宣言）を継続使用するか否かについては、建材等 CO2 排出量データ整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されるか等を踏まえ、判断することとする。
- ・ また、建築物に係る様々な環境情報に対するニーズの高まりに対応する観点からは、多くの環境負荷情報を内包する EPD の整備を促進することが望ましいと考えられるものの、将来的に EPD をどこまで求めるかについては、建築分野以外も含めた国内外における EPD の活用状況、我が国の認証機関の状況など日本の取組の進展等を踏まえて検討を行う。
- ・ なお、将来的に、産業連関分析法による建材等 CO2 排出量データではなく、積上法によるデータの使用を原則とするかについては、原単位整備等の状況を踏まえ、判断することとする。

4. 建材製造等事業者が整備する建材等 CO2 排出量データの方針

4. 1 建材等 CO2 排出量データの方針

4. 1. 1 建材等 CO2 排出量データの構成

- ・ 建材等 CO2 排出量データの構成を以下とする。
 - (A) 製品データ、(B) 建築物 LCA 算定用デフォルト値 (以下「デフォルト値」という。)
- ・ (A) 製品データは、建材製造等事業者が積上法により整備する建材等 CO2 排出量データである (第 4 章)。
- ・ (B) デフォルト値は、建築物 LCA の算定に必要な製品データが製品カテゴリーごとに十分に整備されていない状況に鑑み、これを補完するものとして、既存データに基づいて、有識者会議での確認を踏まえて、国及び国が指定する機関 (以下、「国等」という。) が整備する建材等 CO2 排出量データである (第 5 章)。

4. 1. 2 製品データに係る方針

- ・ (A) 製品データは、建材製造等事業者が個社として整備する (ア) 個社製品データ (または個社製品群データ) と、建材製造等事業者が業界団体等として整備する (イ) 業界代表データに大別される。建材製造等事業者は整備した建材等 CO2 排出量データが (ア) 個社製品データ (または個社製品群データ)、(イ) 業界代表データのいずれに該当するかを明らかにしなければならない。
- ・ (A) 製品データについては、原則として公開するものとし、デフォルト値を整備する国等に速やかに報告するものとする。(A) 製品データの更新を行う場合も同様とする。
- ・ (A) 製品データは、少なくとも 5 年ごとに更新することが望ましい。
- ・ (A) 製品データを作成する際に既存のデータを参照する場合は、適切に管理されたデータベースを参照することとする (AIJ-LCA、3EID、AIST-IDEA 等)。

4. 1. 2. 1 (ア) 個社製品データ

- ・ 建材等製造事業者の脱炭素に向けた削減努力が適切に評価されるようにするためには、同一の製品カテゴリー内に複数の (ア) 個社製品データが定期的に整備されることが望ましい。

4. 1. 2. 2 (イ) 業界代表データ

- ・ (イ) 業界代表データは、建築物 LCA の算定結果が実態に近くなることを目指し、業界平均値とすることを原則とする。
- ・ (イ) 業界代表データは、基本設計時や実施設計時においても設計者の脱炭素化の取組みが可視化されるように設定されることが望ましい。(例：同一の製品カテゴリーの製品であっても、従来の製造方法による製品群と、脱炭素化の取組みを行った製品群 (低炭素製品群) のそれぞれで業界代表データを作成する)

(参考 3 各建材等 CO2 排出量データの使われ方)

- ・ (ア) 個社製品データは、建設プロジェクトにおいて、実際に調達する建材等の建材等 CO2 排出量データとして、主に施工時などの建材調達後に活用されることが想定される、建材等製造事業者の脱炭素の取組みの違いによる製品の優位性が表現できる建材等 CO2 排出量データである。
- ・ (イ) 業界代表データおよび (B) デフォルト値は、建設プロジェクトにおいて、使用建材等の建材製造等事業者や製品が決まっていない建材調達前段階の基本設計時や実施設計時などで活用されることが想定される。また、(ア) 個社製品データが整備されていない場合に活用されることが想定される。

4. 1. 2. 3 製品別算定ルールへの準拠

- ・ 建材等 CO2 排出量データは、EPD・CFP のいずれも、建材製造等事業者が整備する製品別算定ルールに基づき整備される（製品別算定ルールについては4. 2を参照）。そのため、建材等 CO2 排出量データが、該当する製品別算定ルールに準拠して整備されていることについて、第三者検証を受けることが望ましい。ただし、過渡期の対応として、自己宣言としてもよい。
- ・ 建材等 CO2 排出量データを自己宣言とする場合、建材製造等事業者が業界団体として整備する業界代表データについては業界において客観性が一定程度確保されると考えられるが、建材製造等事業者が個社として整備する個社製品データについてはこれが確保されない可能性がある。このため、個社製品データは第三者検証を受けることが特に望ましい。

表 2 製品データに係る方針

	(A) 製品データ	
	(ア) 個社製品データ	(イ) 業界代表データ
該当するデータの種類	EPD・CFP	EPD・CFP
作成主体	個社	業界団体
用途	実施設計時や施工時などで活用	建材調達前段階の基本設計時や実施設計時などで活用。あるいは、(ア) 個社製品データが整備されていない場合に活用
事例	個社 EPD・CFP	業界平均 EPD・CFP
第三者検証の必要性	第三者検証を受けることが特に望ましい	第三者検証を受けることが望ましい

4. 2 製品別算定ルールに係る方針

4. 2. 1 製品別算定ルールの構成

製品別算定ルールは、一定の規格が国際的に定められている PCR と PCR 以外の製品別算定ルールで構成される。

(参考 4 製品別算定ルールの種類)

PCR

- ・ 本方針において PCR は、ISO 14025 および ISO/TS 14027 に準拠し整備される EPD および CFP 整備のための算定ルールである。PCR は国際規格への準拠や第三者検証を受けることが確保されるものであるため、本方針でその方針について多くは触れない。

PCR 以外の製品別算定ルール

- ・ 本方針において PCR 以外の製品別算定ルールは、ISO 14025 および ISO/TS 14027 に準拠し整備される EPD および CFP 整備以外のための製品別算定ルールである。

4. 2. 2 PCR 以外の製品別算定ルールに係る方針

4. 2. 2. 1 既存の規格への準拠

- ・ PCR 以外の製品別算定ルールの整備にあたっては、CFP ガイドライン（「比較されることが想定さ

れる場合」について示されている要件を含む。)に準拠することが望ましい。

- ・ また、建材等 CO2 排出量データが建築物 LCA に活用されることから、建築物のみで使用される建材・設備の PCR 以外の製品別算定ルールは ISO 21930 の要件に準拠¹⁰していることが望ましい。
- ・ 以上を踏まえると、PCR 以外の製品別算定ルールは、以下の優先順位で整備とする。

表 3 PCR 以外の製品別算定ルールの整備に係る方針

PCR 以外としての整備		
CFP ガイドラインに準拠		CFP ガイドラインに準拠しない
ISO21930 の要件に準拠	ISO21930 の要件に準拠しない	ISO21930 の要件に準拠しない
○	○	△

4. 2. 2. 2 整備の主体

- ・ 正確性・比較可能性、客観性の観点から、製品別算定ルールは個社単体が整備するより、業界団体が整備することが望ましい。
- ・ 個社が整備する場合は、原則として、CFP ガイドラインや、様々な製品カテゴリーに共通のルールである建材設備汎用ルールがある場合は、当該ルールに準拠した製品別算定ルールとすることとする。
- ・ 以上を踏まえると、製品別算定ルールは以下の優先順位で整備する。

表 4 製品別算定ルールの整備の主体に係る方針

		PCR 以外の製品別算定ルール		
		CFP ガイドラインに準拠		CFP ガイドラインに準拠しない
		ISO 21930 の要件に準拠	ISO 21930 の要件に準拠しない	ISO 21930 の要件に準拠しない
業界団体が整備		○	○	△
個社が整備	建材設備汎用ルール [*] に準拠する [*] 建材設備汎用 PCR など	○	○	△
	建材設備汎用ルールに準拠しない	×	×	×

4. 2. 2. 3 製品別算定ルールの有効期限と更新

- ・ 製品別算定ルールは少なくとも 5 年ごとに更新することが望ましい。

4. 2. 3 製品別算定ルールの作成手順

- ・ PCR 以外の製品別算定ルールの作成に係る主な手順を以下に示す。

(1) 製品カテゴリーの決定

- ・ 関係する業界団体等を中心に、算定ルールの対象となる製品カテゴリーを決める。
- ・ 製品カテゴリーの設定にあたっては、下記に留意することとする。
 - 建材等は多種多様であるため、バランスの取れた現実的な製品カテゴリーを設定すること。

¹⁰ ISO 21930 は建材等の EPD を作成するための原則、仕様、および要件を示すものである。CFP 整備を目的とした製品別算定ルールの作成においては、ISO 21930 の要件の中でも適用が可能な要件（評価範囲の設定やモジュール分割の細分化など）に準拠していることが望ましい。

- ▶ 既存の PCR、設計に使用される各種の標準仕様書、建材等の JIS、現在検討されている建築 BIM との関係を検討し製品カテゴリーを設定すること。
- ▶ 建材等 CO2 排出量データを利用する側（建築生産者等）の使いやすさにも配慮し製品カテゴリーを設定すること。

(2) 製造プロセスを含むライフサイクルのフロー図を作成する

- ・ 製造に関わる原材料調達から製品完成までのプロセスのフロー図を作成する。
- ・ 製品の廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクルのフロー図も作成する。

(3) 各プロセスのデータ（インプットとアウトプット）を調べる

- ・ 製品の製造過程等にかかわるデータを収集し当てはめ、その過程の課題を整理する。

(4) 製品別算定ルールを作成し合意する

- ・ データ収集方法や算定手法等について、関係する各建材等製造事業者が再現可能なように、かつ、関係する各建材等製造事業者にとって公平なものとなることを意識して製品別算定ルールを作成し、合意する。

5. 国が定める建材等 CO2 排出量データ（デフォルト値）の整備方針

- ・ デフォルト値は、(ウ) 業界代表データに基づくデフォルト値、(エ) 産業連関分析法等に基づくデフォルト値から構成される。
- ・ デフォルト値は、個社製品データの整備が促進されるよう、既存の(ア) 個社製品データを勘案して、(イ) 業界代表データ、あるいは産業連関分析法に基づくデータに一定の係数を乗じる等により設定する。
- ・ (イ) 業界代表データが整備されている場合は、(ウ) 業界代表データに基づくデフォルト値を整備する。
- ・ (イ) 業界代表データが整備されていない場合は、(ウ) 業界代表データに基づくデフォルト値の代わりに、(エ) 産業連関分析法等に基づくデフォルト値を整備する。

表 5 建材等 CO2 排出量データに係る方針

	(A) 製品データ		(B) デフォルト値	
	(ア) 個社製品データ	(イ) 業界代表データ	(ウ) 業界代表データに基づくデフォルト値	(エ) 産業連関分析法等に基づくデフォルト値
該当するデータの種類	EPD・CFP	EPD・CFP	(EPD・CFPのいずれでもない)	(EPD・CFPのいずれでもない)
作成主体	個社	業界団体	国等	国等
用途	実施設計時や施工時などで活用	建材調達前段階の基本設計時や実施設計時などで活用。あるいは、(ア) 個社製品データが整備されていない場合に活用		
事例	個社 EPD・CFP	業界平均 EPD・CFP	(未整備)	(未整備)
第三者検証の必要性	第三者検証を受けることが特に望ましい	第三者検証を受けることが望ましい	—	—

(参考5 本方針における可否)

表6 建材等 CO2 排出量データの分類表と本方針における可否

	(A) 製品データ		(B) デフォルト値	
	(ア) 個社製品データ	(イ) 業界代表データ	(ウ) 業界代表データに基づくデフォルト値	(エ) 産業連関分析法等に基づくデフォルト値
該当するデータの種類の種類	EPD・CFP	EPD・CFP	(EPD・CFP のいずれでもない)	(EPD・CFP のいずれでもない)
整備主体	個社	業界団体	国等	国等
用途	実施設計時や施工時などで活用	建材調達前段階の基本設計時や実施設計時などで活用。 あるいは、(ア) 個社製品データが整備されていない場合に活用		
事例	個社 EPD・CFP	業界平均 EPD・CFP	(未整備)	(未整備)
第三者検証の必要性	第三者検証を得ることが特に望ましい	第三者検証を得ることが望ましい	—	—
本方針における可否	○	○	○	○

表7 製品別算定ルール分類表と本対応方針における可否

		PCR	PCR 以外の製品別算定ルール		
既存の規格への準拠		ISO 14000 に準拠	CFP ガイドラインに準拠		CFP ガイドラインに準拠しない
		ISO 21930 に準拠	ISO 21930 の要件に準拠	ISO 21930 の要件に準拠しない	ISO 21930 の要件に準拠しない
事例		製品別 PCR あるいは建材設備汎用 PCR			
本方針における可否	業界団体が整備	◎	○	○	△
	個社が整備 建材設備汎用ルール※に準拠 ※建材設備汎用 PCR など	◎	○	○	△
	建材設備汎用ルールに準拠しない	(該当なし)	×	×	×